

**不利益処分個別票**

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	賠償受給による給付の制限
概要	<p>予防接種法に基づき、定期または臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。</p> <p>ただし、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付を行わないことがあります。</p>
根拠法令等 及び条項	予防接種法第 1 8 条
処分基準	<p><b>処分基準</b> 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者が、同一の事由について損害賠償を受けたとき</p> <p><b>処分の対象</b> 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者</p> <p><b>具体的処分</b> 給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において給付を行わないことがあります。</p>
ホームページ	
備考	